

1月30日の第1回公判 支援参加者が傍聴席を埋め尽くしました!!

90名以上の支援者が結集!!

1月30日(水)10:00から福岡地方裁判所301号法廷で福岡教育大の不払い賃金請求訴訟の第1回公判が開かれました。301号法廷は傍聴席100席の最も大きな法廷ですが、90名を超える支援者が結集し、傍聴席を埋め尽くしました。

支援参加者の内訳は次のとおりです。福岡教育大関係：53名、山口大：3名、九州大：3名、九工大4名、佐賀大：2名、大分大：12名、熊本大：3名、鹿児島大：1名、有明高専：1名、都城高専：2名、全大教：2名、福岡県国公・九州ブロック：2名、九州私大教連：1名、医労連：2名。

原告団と弁護団の意見陳述

公判では、原告から西崎緑福岡教育大学教職員組合副委員長が意見陳述を行ない、“今回の賃下げの内容とその実施過程が教職員の人権を無視するものであり、大学内の士気を落とし、学生に希望を失わせていること、それゆえ、不当な賃下げを撤回し、国民の期待に応える大学に立ち戻るよう求めること”を主張しました。

つづいて、弁護団を代表して吉村真吾弁護士(福岡東部法律事務所)が意見陳述を行ない、“法人化は様々な変化をもたらしたものの、大学が憲法で保障する学問の自由や大学の自治の理念に基づき、教育研究機関としての特性を有した存在であることは変わらない。したがって、本件における就業規則の不利益変更における合理性の判断にあたっては、学問の自由、大学の自治について考慮されなければならない”という見解を主張しました。

報告会

公判終了後は、福岡県弁護士会館3階ホールにて10:30から約1時間にわたって報告会を開催しました。

報告会では、秋永正廣前福岡教育大学教職員組合委員長が原告団の意見を説明するとともに、堀良一弁護士(福岡東部法律事務所)が第1回公判のポイントを解説しました。堀弁護士によれば、福岡地裁の301号法廷の傍聴席が満席になるのは近年では諫早湾干拓問題訴訟、川辺川ダム問題訴訟以来のことで、関心の大きさが裁判官にも十分に伝わったはずであるとのことでした。

つづいて、全大教の中嶋哲彦委員長、長山泰秀書記長、川崎敬一副委員長から全国的な裁判闘争の方針、文科省・高専機構との裁判闘争・交渉の状況が説明されました。また、支援に参加した3単組の状況が報告された後、国公九州ブロックから国家公務員賃下げ違憲訴訟の状況が報告され、今後の連帯・協力を約束しました。



報告会：全大教役員、原告・弁護団



報告会の参加者

今後の予定

今後は、3月7日までに福岡教育大学の法人側から書面が提出され、3月14日(木)14:30に弁護団の公判打ち合わせが予定されています。

次回の公判・支援行動は、日時が決まり次第、直ちにお伝えします。

全大教九州で今後の支援体制の方針を検討

同日の午後に開催された全大教九州の単組代表者会議では、次回以降の支援体制のあり方を検討し、方針をまとめました。検討結果は改めて全大教九州事務局から単組へお伝えします。

次回以降も支援行動への積極的な参加をお願いします。

「福岡教育大学」訴訟支援ニュース	NO.3	全大教九州事務局
	2013.1.31	電話:092-642-2125